

令和 7 年第 4 回浜松市農業委員会総会 会議録

1 開催日時及び会場

令和 7 年 4 月 16 日(水) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 17 分 浜松市役所 1 階 101・102 会議室

2 出席状況 ※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 21 名

岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、谷野哲生④、江間栄作⑤、中嶋宗一⑥、鈴木満彦⑦、
足立侑律⑧、島英雄⑩、内山進吾⑪、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭、後藤剛⑮、
平野和重⑯、森島倫生⑰、鈴木英雄⑱、水崎久司⑲、鈴木緑⑳
鈴木要㉓、高林美智代㉔

欠席委員 3 名

袴田博子⑨、森下孝雄⑩、伊藤安子㉒

事務局職員 14 名

木下穰、石田潤司、石川宗明、奥山英洋、縣弘之、吉山和志、武田英司
山田直幸、渡邊光二、青木善敬、加藤裕、笠原直人、佐々木朝飛、村松ほの花

3 傍聴者 0 人

4 議事内容

(1) 審議事項

- 第 22 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 23 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
- 第 24 号議案 事業計画変更承認申請について
- 第 25 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 26 号議案 買受適格証明願について (5 条許可競売)
- 第 27 号議案 非農地証明について
- 第 28 号議案 農用地利用集積等促進計画案への意見について
- 第 29 号議案 令和 7 年度事業計画について
- 第 30 号議案 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

(2) 報告事項

- 報第 23 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報第 24 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- 報第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- 報第 26 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報第 27 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第 28 号 農地の地目変更登記に係る報告について

5 記録方法 全部記録、録音無

6 会議記録

局長　　みなさん、こんにちは。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、4月1日付け人事異動により浜松市農業委員会事務局に配属されました職員7名につきまして、自己紹介をしていきます。

（職員自己紹介）

局長　　以上、よろしくお願いいたします。

それでは、只今から令和7年第4回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ21名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者につきましては、議席番号9番袴田博子委員、議席番号20番森下孝雄委員、議席番号22番伊藤安子委員となります。

また、会議中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、後藤会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長　　皆さん、こんにちは。4月に入りまして、新しく農業委員、事務局も大きく変わりました。先ほど言われたように、事務局局長が木下局長、斎藤課長補佐が石田課長補佐に変わったということで、先ほどそれ以外に5名の方が新しく変わられるということで、まだ他にもですね、変わらない職員が農地利用課、農業委員会事務局には、いるわけがあります。こんなにたくさんの職員が農業のために、農業委員会、認定農家のためにですね、動いてくれている、農地を守るためにいてくれるということは、本当にありがたいことで、改めて感謝したいなと思っております。本当に一緒になって、浜松の農業振興のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、浜松農業振興ビジョンというのが、10ヶ年計画というのができて、この一番のメインというのが、儲かる農業ということでありまして、儲かる農業って言っても、何かわかりづらいところがあるんですが、その儲かる農業の定義っていうのは、認定農業者をはじめとして、法人化した大きな農業、また、専業農家、兼業農家、おじいちゃん、おばあちゃん達が、本当に楽しんでやっている農業、全てが楽しく、また、やりがいを持って農業を続けていける、そしてそれが赤字ではいけないので、儲かる農業、それができて、農地というバトンはですね、農地が農地として次の世代にわたっていけるということで、すごく大事なことだと思っております。また、このビジョンのテーマのうちの儲かる農業というのが、浜松農業にはぴったりでありまして、浜松の農業は農家が1万50ちょっと切れるくらいあります。これは、全国市町村の中で1位であります。農家数が多いというのが、浜松の農業の特徴であります。この農家数が多いという浜松の特徴を、ずっとこれからも続けていって、農家数をさらに新規就農者を入れることによって、増やしていく、それがやっぱり浜松の農業のよさだと思いますし、みんな農業が好きであってほしいし、農業が儲かる農業であってほしいと思っております。そういうことで10年間、これから始まっていくわけですが、農業委員もやはり農地法の3条、4条、5条等々、これを審議していくというのが大きな仕事の1つであります、やはり浜松振興ビジョンというのもの、やはり頭の中に入れて、農業委員、また最適化推進委員も一緒になって、浜松の農業の振興のために活動していくことが、それは基本になっていくと

思いますので、今後また、振興ビジョンの内容等々を、皆さん知っている方、知らない方あると思いますので、農業委員会の中で勉強会等ができたらと思っておりますので、よろしくお願いします。それでは、只今から、令和7年第3回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。

それではここからの進行は、議長として後藤会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号23番の鈴木要委員、議席番号24番高林美智代委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第22号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 第22号議案「農地法第3条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青木 それでは、お手元の議案1ページをご覧ください。今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号118番外33件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が20件、贈与に係る案件が5件、賃貸借に係る案件が2件、使用貸借に係る案件が3件、区分地上権に係る案件が4件でございます。

また、新規の方は10件、外国籍の方は2件です。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案1ページ、地区「神久呂」、整理番号121、122、議案2ページ、整理番号124番は使用貸借に係る案件でございます。同一申請人のため、併せて説明いたします。

使用借人は、[]に本店を置き、[]を営む[]でございます。同社は落花生をピーナッツバターに加工し販売してきましたが、この度、自社で落花生の生産を行いたく申請にいたったものでございます。申請地はそれぞれ[]の畑で、権利設定後は落花生を作付けしていく計画でございます。

以上の案件につきましては、農林水産省令で定めるところにより、毎年、当該農地の利用の状況について、報告していただく条件を付してまいります。

続きまして議案3ページ、地区「細江」、整理番号137番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、[]に住所を置き[]にお住いの[]さん、[]歳でございます。[]さんは、従前から申請地の耕作管理をしていましたが、この度申請地の取得を譲渡人より要望され、申請にいたったものでございます。申請地は、[]の畑で、取得後はみかんを作付けしていく計画でございます。

以上の案件につきましては、「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青 木 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 125 番は問題ないですけど、126 から 129 までの案件ですけど、営農型太陽光発電に
しては、下のものがすこぶる悪くて、ものにはなりません。何を作っているのかと言
うと、玉竜を作っています。玉竜の管理が全然行き届いてなくて、もう少し管理をして
いただきたい旨を、一応代理人の方が来ていただいたので申し置きました。ちなみに、本
人はと聞いたら、本人は体調が悪くてっていうことでしたけど、体調が悪いっていうの
はただの言い訳にすぎませんので、こういう案件につきましては、これからは出席する
ようにしてくださいっていう旨と、玉竜は1ヶ月もしたら、これから太くなるもので
すから、もう急速に回復すると思いますので、1ヶ月したら写真を撮って事務局の方へ送
ってくださいという旨を申し送って指導するというような形で行いました。以上です。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご
報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けております。

島 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

内 山 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

山 中 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

安 間 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

平 野 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

森 島 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

水 崎 続いて、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

議 長 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の森下委員欠席しておりますので、私からご報告申
し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けております。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(森島委員、挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 江間委員からご報告がございました。玉竜の状況が見るに堪えないということだと思います。各地でこういう状況が散見されるというところについて、各調査会長の皆さん方に改めて、今の江間さんの取り組み活動について、私もそうですけど、私も含めて勉強していかなければいけないというふうに思うんです。そのためには、その意味では、我々会長をはじめとした農業委員の目揃いをきちんとすることだと思いますし、もう一方で、やっぱり事務局の皆さん方がそれぞれの各地の事例や状況を抑えていただいて、各調査会の状況に反映できるような相互の流れを作っていただけるように研究したい、研究すべきかなというふうに思いました。江間さんのご苦勞とご指摘に敬意を表したいと思います。以上です。

(鈴木緑委員、挙手)

議 長 はい、鈴木委員。

鈴 木 緑 いつも新規就農の方のところには○がついていて説明があると思ったんですけど、今回、この140番の方の新規就農については、説明がなかったんですけど、それは何かあるのでしょうか。

議 長 はい、事務局。

吉 山 調整グループの吉山です。説明案件につきましては、面積が大きいもの、あとは新規で調査会等でいろいろ質疑応答があったものについて○をつけておりまして、140番の新規就農の方の案件ですが、この方、調査会でも特に問題になっていないということだったものですから、説明案件としておりません。過去の新規案件とか新規就農全てに○をつけていたわけではないかなと思っております。

鈴 木 緑 ありがとうございます。

(森島委員、挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 関連ですが、おっしゃることはよくわかります。ここもやっぱり調査会の皆さん方に今後の研究課題になろうかと思いますが、例えば、ここに○印がついていないものであっても、新規就農であるとか、あるいは、他地区から出作で来られる方、こういう方については、聞き取り案件ではないわけけれども、問題ないとした理由について、報告のときに、ちょっと報告してもらえるといいかなというふうに思った次第です。皆さん方全てに押し付けるということではありませんので、今のご質問のようなことにならないように、できるだけフォローしていただくという形が望ましいかなというふうに感じました。以上です。

奥 山 北部グループ奥山です。今ご指摘ありました[黒塗り]についてですが、一応こちらの方、聞き取りを行いまして、[黒塗り]から現状既にこちらの農地が耕作されている、もう10年くらい前から、この農地で耕作、管理しているという方で、[黒塗り]から現在も通いで営農してきていただいています。この後、まだはっきりと決まっているわ

けではありませんけれども、規模拡大を[]で行いたいという話も聞いておりますので、引き続き、またちょっといろいろと話を伺っていきたいと思っています。調査会の方では特に問題はございませんでしたので、それも併せて報告します。以上です。

議 長 他にはよろしいでしょうか。
(意見なし)

議 長 それでは採決いたします。

第 22 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 23 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 第 23 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青 木 それでは、お手元の議案 7 ページをご覧ください。今月の申請案件は、地区「神久呂」、整理番号 16 番外 6 件でございます。

転用目的別の内訳は、貸駐車場が 1 件、自己用住宅関連が 1 件、農家住宅・農業用施設関連が 1 件、営農型太陽光発電が 4 件でございます。

また、農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 4 件、第 2 種農地が 1 件、第 3 種農地が 2 件でございます。

なお、是正案件は 16 番です。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。

中 嶋 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 この営農型太陽光発電ですけれども、一時転用ということで 2 年間この方は、下にミョウガを作っていて、今度 3 回目の更新ということで呼び出して話を聞きました。実際にミョウガはほとんど販売されてなくて、結局管理もよくわからないということで話を伺いまして、実際にはほとんど手が入っていないですけど、このままいったら次はもう更新できないよっていう厳しい指導をしまして、発電の方はできなくなるよっていうのをちょっと脅かしてみたような形になりますけど、それが出してくる 3 度目の案件ですので、2 回目のときも同じようなことを言ったものですから、これもおかしいなと私も覚えていまして、同じことを言っているものですから、厳しく指導しまして、次はないよっていうふうな形で一応指導をしまして、そういうことで本人もやりますと

いう形になったものですから、一応今回はそういうことで通すことに決めました。以上です。

議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 23 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 24 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 第 24 号議案「事業計画変更承認申請について」でございます。担当から説明いたします。

青 木 それでは、お手元の議案 9 ページをご覧ください。農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、「許可権者が事業計画の変更承認をすることができる」とされております。

今月の申請は、当初の計画を全て変更する「全部承継」が 1 件、一時転用の期間を延長する「目的変更」が 5 件でございます。

議案 9 ページ、地区「新津」、整理番号 5 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である [REDACTED]、承継者である [REDACTED] でございます。

申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、令和 5 年 9 月に農地法第 5 条許可を受け、申請地に建売住宅の建築を予定しておりました。

その後、法人の事業再編に伴う株主及び役員の変更があり、事業方針の見直しにより建売事業から撤退することになり、当初予定していた建売住宅の建築が実行できなくなりました。

承継者の [REDACTED] は、市街地縁辺集落にある申請地を譲り受け、自己用住宅の建築を計画したものです。

申請地は、[REDACTED] に位置する農地でございます。

農地区分は、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について排水計画は問題なく、転用行為による土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 18 ページ、整理番号 229 番に

て申請がされておりますので、そちらの審議も併せてお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 24 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
次に、第 25 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。
事務局から、説明をお願いします。

石 田 第 25 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

加 藤 それでは、お手元の議案 13 ページをご覧ください。今月の申請案件は、地区「和田」、
整理番号 205 番外 50 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 23 件、事業用の建物関連が 4 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 9 件、太陽光発電・蓄電設備が 6 件、営農型太陽光発電が 4 件、一時転用が 5 件でございます。

農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 8 件、第 1 種農地が 3 件、第 2 種農地が 14 件、第 3 種農地が 26 件でございます。

なお、是正案件は 208 番、223 番、226 番、234 番、239 番、252 番、255 番です。

また、駐車場・資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 14 ページ、地区「積志」、整理番号 214 番をお願いします。

の田畑 5 筆 3,942 m²について、砂利採取をしたいという申請でございます。

申請者は、に本店を置き、を営む法人です。

この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から 2 年間の一時転用申請に至ったものでございます。

申請地は、に位置する農地で、現在は耕作されております。

申請地は農用地区域内農地ですが、不許可の例外規定である 3 年以内の一時転用に該当いたします。

本事業は、1:1.5(33°)の安定勾配で掘削し、掘削面積 2,640.58 m²、最大掘削深 10m、総掘削量は 12,333 m³を予定しております。

工事期間中は、最大 5m の保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、復元後は土地所有者が水稻を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、砂利

採取事業の措置報告書の提出を受けていることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 15 ページ、地区「神久呂」、整理番号 215 番をお願いします。

の畑 3,329 m²について、保育所を設けたいという申請でございます。

申請者は、に拠点を置き、を経営する社会福祉法人です。

近年の待機児童の増加に伴い、既存の施設では児童の受け入れ増加に対応できないため、この度、既存施設に近い本申請地に新たに保育施設を設け、全面移転する申請に至ったものでございます。

申請地は、に位置する農地で、現在は保全管理がされております。

申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地（10ha 未満市街化近接）に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、保育施設、園庭、駐車場、緑地等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地の周囲には見切り工とフェンスを設置する計画であること、汚水雑排水は下水道へ放流する計画であること、雨水排水は、敷地内側溝から地下調整池へ流入させ、道路側溝へ制限放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 19 ページ、地区「三方原」、整理番号 235 番をお願いします。

の畑 20 筆 13,590.93 m²について、工場を新設したいという申請でございます。

申請者は、に本店を置き、を営む法人です。

事業拡大に伴い、本店の拡張を検討しましたが、浸水想定区域に該当することから、本申請地への移転を行い、製造ラインのロボット化など作業効率の向上を図りたく申請に至ったものでございます。

申請地は、に位置する農地で、現在は保全管理されております。

農地区分につきましては、第 3 種農地（街区）に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、工場、駐車場、緑地等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲は L 型擁壁や見切り工を設置する計画であること、排水計画は、敷地内側溝から緑地兼用調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、

転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。

岡 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。

松 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。

青 木 214 番の案件はヒアリングでしたけれど、特に大きな問題もないということ、あと周辺の 100m 範囲については、事業地が大変住宅街なものですから、井戸のあるなしとか、その辺の湧水期の対応であるとか、そういうものを含めて真摯な対応をしていただけるという話でございましたし、自治会への説明会もこれからやるという話でございましたので、概ね湧水期について、湧水等何か問題があれば適宜対応すると話を頂きましたので、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。

谷 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 先ほどの案件と一緒にですけど、玉竜自体があまりメジャーな種類ではないものですから、もう少しメジャーな種類を、下部の農地をメジャーなものに変えてみたらどうですかというようなことをお伝えしました。草刈りは、他人に任せるのではなくて、やっぱり自分が来てやるべきものですから、管理等先ほども申しましたように、体調が悪いというのは言い訳ですから、なるべく本人が来てやるようにという指導をして終わりました。以上です。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。

鈴木満 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。

島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。

安 間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

整理番号 246 番と 247 番ですが、ここは数年前から田んぼが耕作放棄地になっているという場所でありました。事務局、また自分も、その地区の隣から住んでいる方から、ちょっと苦情の電話が来まして、草を刈らないので穂が付いたり、綿毛が付いて、それが飛んで来たり、洗濯物に付いたりして困るので何とかしてほしいという場所が、今回申請で上がってきました。ここにソーラーパネルを付けると、太陽光にするということでは問題ないわけですが、草刈りはどうなっていますかと聞きましたら、年 3 回刈りますということでありました。また、この元の地主の方が草を年 1 回刈るときに、本当に道が狭く 1 本しかない、車がすれ違うことができない道があるところに数件奥に家があるという場所でありまして、その方も道路に停めて草刈りして、みんなが困っていたと言うと怒るという方でありましたので、今回年 3 回草刈りをやるということを言われておりますが、車をその道路に停めるということでは困るので、どのように考えているかと聞きましたら、設計では駐車するスペースがないということで大至急調整しますということで事務局の連絡待ちとなっておりましたが、事務局から車 2 台が入るスペースを確保して、通行の妨げにはならないということで連絡が来ましたので、問題ないということでもあります。よろしくお願いします。

続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平 野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で協議をしました。そのうちの 253 番。蓄電設備という申請であります。安いときに電気を買って、高いときに売するというための蓄電施設。これが段差のある畑に敷設をするというふうなことで、調査員の方から疑義と言いますか、どういうふうにしましょうかっていうお話がございました。会社の人に説明をしてもらいましたが、現状で安全が確認できているというふうには思えないということから、総会までに私が安心できるような数字を揃えてくださいというふうにお願いしたところ、わかりましたということでその日は帰っていただいたんですけども、後日数字をきちっと揃えるには時間がかかる、日数がかかるというふうな申し入れがございましたので、今後そのあたりのところも精査してもらい、事務局と一緒に我々が安心できる数字を示してもらうことにいたしました。順序が少し逆かなという思いがないわけではありませんが、今回はいいでしょうということで問題なしということにしたということでもあります。以上です。

議 長 最後に、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英雄 254 番の太陽光発電につきましては、当地域で数件将来計画をしているということでございましたので、聞き取り案件といたしまして、排水、除草ともに計画通り実施できるということでありましたので、協議の結果 OK ということになりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
(森島委員、挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 214 番ですが、耕作者は決まっていますかね。砂利採取後の耕作者。

吉 山 調整グループの吉山です。砂利採取後の耕作者ですが、田んぼについては、現在の地主さんがやっているところは、現在の地主さんがそのまま継続してやられる。残りの 2 筆につきましては、畑の部分は田んぼに戻しまして、地元の認定農業者が借りて手続きをするということで聞いております。

森 島 はい、ありがとうございます。砂利採取後の耕作者を確定しておくというのは、前会長松島さんの時代に事務局の皆さん方もお乗りいただいて取り組まれてきたことですので、そこはきちっと抑えていかなければというふうに思います。併せて、透水試験の問題ですが、これはどうやら無理にお願いする、押し付けることができないというような法解釈の中で最近では求めることをセーブしてるのかなという感じを受けております。法的なところで、押し付けることができないということは、そうなんだろうけども、引き受ける人の田んぼができない、畑が作れないっていう状況が続くとすると、こっちの方がよっぽど大きな問題になるわけで、そのところは引き続き耕作ができるということと、そこをどう担保するかというのは、中心課題、中心命題として残る。早くにこういう議論がされない中で砂利採取が行われた地帯というのは、20 年、30 年経っても、とてもじゃないけど水がはけないっていうようなところが各所に見られる、散見されるわけでして、そのところは透水試験が、意味がないとするのであれば、別のどういうふうな形で担保するかという議論が求められているのではないかというふうに思います。ちょっとついでですけどね、以前も [REDACTED] にお調べいただいたところなのですが、また緑地を駐車場に使うという申請があります。[REDACTED]。これは緑地の一部を調整池で使うということです。緑地の一部と調整池はどういうふうに兼ねることができるのか、つまり水がすぐはけるから、ここに植えてある植物への影響はないというふうな判断なんだろうけども、私みたいに浜北で緑花木、植木の関係にも関わってきた、あるいは緑地の事業にも少しは近くから見てきた側からの者だとすると、緑地の一部は緑地の一部だし、調整池は調整池だというふうに分けていかないと、本当に緑地が緑地として形成されていくのかという思いをします。今度の案件で言うと緑地の一部だってことになってるので、一部っていうのはどれだけだ、半分のことを一部って言ってるのか、一割のことを一部って言ってるのか、この辺りのところもおそらく都市計画法が厳しくそのあたりを法文で、あるいは法文ではないと思っていますけども、規程とか、指針とか、基準とかいうことで、何らかの形で示してるんだだろうけども、この一部っていうのがね、緑地帯の一部を駐車場で使うっていう使い方が相変わらず気になっています。その 2 点お願いします。

会 長 はい、事務局。

吉 山 調整グループ吉山です。まず最初の砂利採取のところの透水試験ですが、ガイドラインで透水試験をできるだけやってくださいというふうな形でお願いは業者にはしていきます。ただ、ガイドラインは法的拘束力がないものですから、強制はできないものですから、相手方の業者の方でやらないよって言われちゃうと、なかなかそれ以上は強制できないのかなと思っています。復元の担保につきましては、こちら県の方の調整事務の概要という農地法の許可の基準のようなものがありまして、そちらで復元後の耕作として、地主さんだったりとか、返された後に耕作される方とちゃんと調整を取りなが

ら埋め戻しをなささいというふうなチェック項目があるものですから、事業者の方にはそういった形で、地主さんなり、将来的な耕作者さんとお話をしながら復元をしていってくださいというふうなお願いをしていく方向でございます。次に、緑地兼用の調整池について、説明をさせていただきます。緑地の一部は調整池を兼ねるというふうな形で議案に載せてございます。こちら、工場の周りをぐるっと緑地帯で囲むような形になりまして、そちらの一角が調整池になります。兼用調整池の面積としては、638 m²になりますので、大体緑地の5分の1、4分の1くらいが調整池という形になります。こちらの緑地兼用調整池ですが、開発基準で認められるものになりまして、通常の調整池と同じような形で地面よりも最大で1.2mほど掘った状態のコーナーというか、そういうふうな位置で作りまして、その中、その下に芝生を植えるということで、工場立地法という法律で緑化率何%以上っていうのが求められていて、そういった兼ね合いで工場立地法でも、開発の方でも、調整池に芝生なり緑地帯を設けるのはOKというふうな基準があるそうなので、そういった形でクリアをしているということで聞いております。以上です。

森 島 はい、ありがとうございました。

議 長 それでは採決いたします。

第25号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
に、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第26号議案「買受適格証明願について(5条許可競売)」を上程いたします。
事務局から、説明をお願いします。

石 田 第26号議案「買受適格証明願について(5条許可競売)」について担当から説明いた
します。

加 藤 それでは議案23ページをご覧ください。今回の買受適格証明願は競売にかかる案件
が1件でございます。

農地の競売に参加する場合、事前に農業委員会から買受適格証明書を取得し、これを
添付して参加することが民事執行規則第33条により定められています。これは、農地を
取得できない者が最高価買受人になることを防ぐためのものであり、農地法の許可見込
みのある場合に買受適格証明書が交付されます。

整理番号1番は静岡地方裁判所浜松支部により競売にかけられている案件です。入札
期間は令和7年4月2日から同月9日までで、既に期間は過ぎておりますが、4月17日
からの特別売却に参加するため申請するものです。

それでは、地区「庄内」、整理番号1番について説明いたします。

の畑2筆589 m²について、資材置場を設けたいという願い出でござい
ます。

願出人は、に本店を置き、を営む法人です。

現在、本店敷地の一部を資材置場として使用していますが、借地のため十分な面積が
確保できていないことから、代表者の自宅と法人所在地の中間点である本願出地に資材

置場を設けたく、願い出たものでございます。

願出地は、[REDACTED]に位置する農地で、農地区分につきましては、第3種農地(街区)に該当すると判断いたしました。

事業計画は、サイディングなどの建築資材置場として利用する計画であり、配置計画から見て、転用面積は適当と思われます。

願出地は、碎石敷とし雨水は敷地内で自然浸透させる計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えられるため、買受適格証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第26号議案「買受適格証明願について(5条許可競売)」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第27号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 第27号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

加 藤 それでは、お手元の議案25ページをご覧ください。今月の申請案件は、地区「天竜」、整理番号19番1件でございます。

地区「天竜」、整理番号19番の申請地は耕作困難のため、昭和57年4月頃に植林され、山林利用されているものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第27号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第28号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 第28号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。

村 松 それでは、お手元の議案27ページをご覧ください。

それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借は、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出いたします。

1 枚めくって頂きまして、「農用地利用集積等促進計画（案）内訳表」の「5 分類別内訳」をご覧ください。今回は、合計 287 筆、233,286.69 ㎡でございます。

始期は令和 7 年 6 月 20 日となります。

その次の 1 ページから農用地利用集積等促進計画案の明細を掲載しております。

1 ページから 19 ページは、新規または更新により新たに、農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っていくもの、21 ページから 23 ページは、すでに農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っている農地について、集約等を行う目的で現耕作者及び新耕作者との協議が整ったものについて耕作者変更を行うものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はありませんか。

（意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 28 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、特段異議はございませんという回答にすることに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 29 号議案「令和 7 年度事業計画について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 第 29 号議案「令和 7 年度事業計画について」でございます。担当から説明いたします。

縣 それでは、お手元の議案 29 ページをご覧ください。令和 7 年度の事業計画（案）を説明いたします。

本文中、波線が引いてある箇所が昨年度からの変更箇所でございますのでそこを中心に説明いたします。

「1 会議・研修会等の開催」について、

⑧ですが、年 2 回（6 月と 11 月）の総会において、地域計画の範囲の拡大または縮小に関する変更案について、意見聴取を予定しています。

地域計画の変更に際しての農業委員会への意見聴取は、農業経営基盤強化促進法に基づく法定手続きの一環です。

（2）農業調査会、（3）農地銀行支店会議等は今年度と同様に開催いたします。ただし、令和 7 年度から農地の貸借方法が変更されることに伴い、農地銀行支店会議における協議内容が改められます。従来の利用権設定の促進に関する協議に替わり、新たに④農用

地利用集積等促進計画案の検証となります。今後は、促進計画案が、各支店で進めようとしている農地の集積・集約等に影響を及ぼさないかについて検証していただくこととなります。(担い手への農地集積・集約の推進、耕作放棄地対策の推進、新規参入の促進)

2 ページの (6) 農業委員・推進委員研修会について、8 月下旬に開催を計画しております。講演会形式で実施し、講師として 2 名をお迎えする予定です。1 人目は後藤会長よりご推薦いただいた[REDACTED]、2 人目は[REDACTED]で約 8 年前に新規就農し、イチゴ栽培に従事している[REDACTED]です。後日、参加希望者の募集を行いますので大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

また、来年 1 月中旬から下旬にかけて、西部農業委員会協議会の研修会も予定しております。つきましては、委員の皆様からも講師やテーマについてご希望がありましたら、事務局までご提案いただきますようお願いいたします。

「2 会議・研修会等への参加」ですが、関係機関の開催する研修会等についてその都度ご案内いたします。

「3 事務処理業務及び指導事業」の (2) の農地利用最適化推進活動ですが、地域農業の将来的な農業のあり方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の実現・充実に取り組んでいきます。

また、県、市、農協等と連携し、新規就農相談会等に積極的に参加することで、新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れ体制を整備します。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 29 号議案「令和 7 年度事業計画について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 30 号議案「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 第 30 号議案「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」でございます。担当から説明いたします。

県 それでは、お手元の議案 31 ページをご覧ください。この議案で使用する資料は別冊 3 でございます。お手元にあるかご確認願います。令和 7 年度の最適化活動の目標の設定を説明いたします。

この(案)は、役員・幹事連絡調整会において協議しております。

それでは説明します。農業委員会による最適化活動の推進については、国の通知により、目標を設定して具体的な状況を点検・評価し、公表することが求められています。全国統一の様式により、本市の数値を入れております。

1 ページをご覧ください。農業委員会の体制と農家・農地の概要を記載しています。農家・農地の概要は農林業センサス等から抜粋しております。

2 ページをご覧ください。ここからは最適化活動の目標を農地の集積、遊休農地の解

消、新規参入の促進に分けて目標を設定しています。

まず、農地の集積ですが、県の基本方針では令和 12 年度までに集積率 80%となっています。今年度は 35ha を目標として設定します。

次に、遊休農地の解消ですが、国の通知により、解消目標は遊休農地の 1/5 としています。また、昨年度新規発生した遊休農地すべては今年度の解消目標面積とすることとなっております。

次に 3 ページをご覧ください。新規参入の促進ですが、新規就農者に対する農地の貸し付けについて同意を得る目標面積を定めることになっています。基準は、過去 3 年間の 3 条と利用権設定面積の平均の 1 割以上となっております。

次に、2 最適化活動の活動目標ですが、農業委員、推進委員が最適化活動を行う日数を定めます。前年度の活動日数と同じ 9 日と設定します。昨年度は皆さま方の活動実績が月平均で 8.0 日ということでございました。目標に対して 1 日の実績が及びませんでした。今年は農地パトロールを強化し、目標達成に向けてご尽力いただきますようお願いいたします。

また、活動強化月間として、5 月、9 月のいっせい草刈旬間に向けての地域での声掛け、10 月から 3 月にかけて地域計画に基づく各地域の農地集積事業への協力を目標として設定しています。

新規参入相談会への参加目標については、市、県、JA の担当者が集まって行う合同就農相談会で、農地等の助言が必要な場合に参加することとします。

以上が、令和 7 年度の目標の設定で本日の総会で上程します。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(森島委員、挙手)

議長 はい、森島委員。

森島 今、事務局からご説明いただきました令和 7 年度最適化活動の目標の設定等でございますが、説明の中にもありましたけれども、我々農業委員会活動、最適化活動で浜松の目標を達成してないということなんです。やっぱり、これはこれで問題だというふうに言わざるを得ません。それで、対策の 1 つというか、対応の 1 つに冒頭会長からもご挨拶がありましたけれども、市の職員の皆さん方、とても頑張っていて、対応に苦慮をいただいているところなんです。例えば、我々がパトロールをする、ここに耕作放棄地、あるいは優良農地なのに、草がぼうぼうになっている畑があるなら、誰かこれ作ってくれんかなっていうふうに思ったときに、先ほどの吉山さんの説明にもありましたが、国のガイドラインっていうのがあるわけですよ。基準、指針。で、どうやらね、それに関して、農業委員であったとしても、土地所有者の守秘義務、秘密を保持する権利を侵害しかねないという心配があるのではないかという局面がときどきあるんです。ですから、あそこの畑で何とかしないといけないので、あの人に作ってもらうように話をしようかって言ったときに、誰の畑だっていうのをね、我々に教えにくいんですよ。というふうに私は感じています。で、皆さん方が、こういう農地パトロールをやる、何とかしようと思ったときに、そういうふうになってしまう。技術的なクリアがまだ十分で

はないなというふうに感じています。それは、この間の浜北の中期計画の会議の中で出たことなんでしょうけども、ペアリングをね、この畑はこの人に使ってもらえばいいなというようなことを、その協議会のメンバーが知ろうとしたときに、どこへ行ったらいいのか、あるいはこういう耕作放棄地を登録しようとしたときに、どこへ行けばいいかって話になったときに、いや浜北の農地整備課に来てもらえばいいよって言う話になるんです。けども、そのときに農地銀行に登録してもらって、これがルールなのよ。そうするとね、また時間がかかるということになる、なってしまう可能性というかね、問題があるんです。これ何でだよと思って話をいろいろ伺ってみると、事務局の人手不足なの。圧倒的に手が足りない。パソコンとか何かでそういう多分農地銀行の登録者をリストアップはしているんだろうけども、もう山になっちゃっていて、一旦 200 万、300 万掛けないと畑に戻らんようなところもごっちゃになっちゃって農地銀行に登録されているのではないかと私は思うんだけど、そういうところをね、やっぱり事務局の皆さん方に整理できる状況を作ってもらわないことには、農地パトロールをやって、作ってくれる人を見つけて、中間管理機構の事業に上げていくっていうこの流れがね、なかなか苦勞するなというふうに今思っているところでして、新しい事務局長にいきなりこんなことを言うのもなんでしょうけども、現場不足、マンパワーの不足というところと、この農地の最適化業務あるいは守秘義務との問題を改善できる可能性があるかどうかだけちょっと伺えたらというふうに思います。以上です。

議 長 はい、局長。

局 長 はい、木下でございます。森島委員からの指摘の件ですが、今一度ちょっと事務の流れを精査して、どういった形で皆さんと協力できるかということを精査しますので、今しばらくお待ちください。以上です。

森 島 大変だけど、地域計画も進めるところは進めていくので、ちょっとスピードアップしていただきたいと思います。以上です。

議 長 他にはよろしいでしょうか。それでは、ご意見等もないようですので、第 30 号議案「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
次に、報告事項の第 23 号から第 28 号までを、事務局から、報告をお願いします。
議案 33 ページをご覧ください。

石 田 報告事項につきましては、一覧のとおりでございます。
報告事項については以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
それでは、その他として、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

足 立 ・砂利採取について

議 長 それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

局 長 ・農業会議情報について

縣 ・「農地利用最適化施策に関する意見」一覧の配付について
縣 ・草刈り旬間について
石 田 今後の会議予定
・令和7年第5回農業委員会総会
日時 令和7年5月16日(金) 午後2時30分から
場所 北行政センター 3階 31・32会議室
議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、
ご熱心な討議ありがとうございました。これをもちまして、第4回浜松市農業委員会総
会を閉会といたします。
閉会時間 午後4時17分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員